

7月は「愛の血液助け合い運動」月間です。

成分献血・400ml献血にご協力ください。
血液は、まだ人工的に作ることができません。
献血を必要としている患者の皆さんの生命を守るのは、「献血」です。
皆さんの温かいご協力をお願いします。



皆さんは献血を赤十字が行うのはなぜかご存知でしょうか？

わが国の血液事業は、買（売）血方式から始まりました。その後、献血も始まりましたが、商業血液銀行の発展は目覚しく、買血による輸血用血液は質が低く、輸血後の肝炎の続発、頻回献血者の健康悪化が問題となりました。また、肉体の一部である血液を売買して営利の対象としていたため、血液事業の在り方が社会の批判を浴びるところとなりました。このことから、政府は倫理面と安全性の確保の面から買血依存の弊害を避け、血液事業の正常化を図るため、1964年（昭和39年）8月の閣議で輸血用血液は献血によって確保することを決定しました。その結

果、国や地方公共団体は、献血思想の普及と献血者の組織化を図り、日本赤十字社が献血の受け入れを行うこととなり、現在に至っています。日本赤十字社及び各国赤十字社は、人間の尊厳を守るため、無償の原則に基づき血液事業を推進しています。

輸血用血液が大幅に不足の恐れがあります。

栃木県では、毎日270人から320人の献血の協力が必要です。献血は毎日医療機関へ運ばれ輸血医療に使用されています。医療機関の緊急要請に対応出来るように、通常3日分（200ml換算で900人分）の在庫が確保されていますが、変異型のクローンフェルト・ヤコブ病（CJD）対策により、英国に滞在

歴のある人からの献血制限が強化されたことから、輸血用血液の大幅な不足が懸念されています。このようなことから、たくさんの方に定期的に献血していただくことが必要になってきます。

第1回移動献血車による出張献血

▼日時 6月23日（木）

午前9時30分～午後4時

▼場所 役場東側正面玄関前

移動献血車内

受付は正面玄関内で行います。

▼持参品 本人を確認できる、運転免許証等をご持参ください。

*1980年から96年の間に

英国に1日でも滞在したことのある人からの献血制限が強化されましたので滞在歴のある人はご注意ください。

*65歳以上の献血は、献血される人の健康を考え、60歳から64歳の間に献血経験のある人に限ります。

▼問い合わせ先 〓

健康福祉課 保健衛生係

☎9132

ご利用ください

ベビーシート・ベビーチェア設置



「オムツを替える場所が無い」「トイレに行きたいけれど子どもはどうしよう」といった、赤ちゃん連れのお客さん用に、役場1階身障者トイレ内にベビーシート・ベビーチェアを設置しました。

1階窓口総合案内西側に設置しましたので、必要の際はご利用ください。

*ベビーシート…収納式乳幼児ベッド

*ベビーチェア…トイレに乳幼児と一緒に入って座らせておく椅子

年金額は 据え置きです

平成17年度の国民年金の年金額は、平成16年平均の全国消費者物価指数が前年と比べ0%であったため、今年度は改訂が行われず、16年度と同じ金額で支給されます。

()内は月額

年金の種類		年金額	
老齢基礎年金		794,500円	(66,208円)
障害基礎年金	(1級)	993,100円	(82,758円)
	(2級)	794,500円	(66,208円)
遺族基礎年金	(子1人)	1,023,100円	(85,258円)
	基本	794,500円	(66,208円)
	加算	228,600円	(19,050円)
障害年金	(1級)	993,100円	(82,758円)
	(2級)	794,500円	(66,208円)
母子年金	(子1人)	1,023,100円	(85,258円)
	基本	794,500円	(66,208円)
	母子加算	228,600円	(19,050円)
老齢福祉年金		407,100円	(33,925円)

平成17年4月からの年金額が記載された「年金振込通知書」が、社会保険業務センターから6月上旬に送られてきます。なお、「年金改定通知書」については、17年度が年金額据え置きのため、随時年金額改定者以外の人には記載されません。

栃木年金電話相談センターが開設されました



社会保険事務所の一般業務と電話による年金相談業務を分離し、利用者に対するサービス向上を図るため、年金電話相談センターが開設されました。

☎028-614-1165

相談時間：午前8時30分～午後5時
(土・日・祝日はお休み)

電話による厚生年金、国民年金に関する年金相談(障害年金を除く)を受け付けています。障害年金に関するご相談は、宇都宮西社会保険事務所へお問い合わせください。

※ご利用に際しては相談者の確認のため
次のようなことをおたずねすることがあります。

- 相談者がご本人の場合
住所・氏名・生年月日・基礎年金番号など
- 相談者がご家族の場合
本人の住所・氏名・生年月日・基礎年金番号などのほか、ご家族の氏名・生年月日・基礎年金番号・ご本人との続柄・ご本人が直接相談できない理由など



～ご利用に際しては、お手元に年金手帳(基礎年金番号通知書)・年金証書等をご用意ください。～

▼問い合わせ先＝住民課 国民年金係 ☎569127 宇都宮市西社会保険事務所 ☎028-600-3885

町税等の納付は口座振替が便利です

口座振替は、役場や金融機関へお出かけになる手間や、納め忘れを解消します。

手続きは、役場税務課、またはあなたの預金口座のある金融機関及び郵便局の窓口で、預金通帳と届出印かんをお持ちの上、お申し込みください。一度申込みをされますと、廃止届、変更届が出されるまで毎年継続されます。

なお、引き落としは、申込み月の翌月に納期が来る税目等からとなりますので、お早めにお申し込みください

* 振替える町税等

- 町県民税
- 固定資産税・都市計画税
- 軽自動車税
- 国民健康保険税
- 介護保険料

* 取扱い金融機関等

- 足利銀行全店
- 栃木銀行全店
- 足利小山信用金庫全店
- 宇都宮農業協同組合本所、支所
- 郵便局

▼問い合わせ先＝税務課 管理徴収係 ☎ 669121

介護保険制度とは…

～ 介護保険シリーズ～ (第1回)

介護や日常生活の支援が必要となったとき、必要なサービスを利用することにより、その人の能力に応じて自立した日常生活ができるよう、国民みんなで支えあう制度です。

介護保険の対象者

介護保険は40歳以上の人を対象となっています。

サービスを利用できるのは、

- ① 介護や支援が必要となった65歳以上の人、
- ② 初老期の認知症、脳血管疾患など老化にともなう病気（特定疾病）で介護や支援が必要となった40歳から64歳までの人です。

サービスを受けるには…

介護保険のサービスを利用する際には、日常生活での「介護や支援が必要」という「認定」を受ける必要があります。認定の結果によってサービスを受けることができるかどうか、また、受けられる量（金額）はどの位かが決まります。そのための申請は役場の窓口で行います。申請の際、65歳以上の方は介護保険被保険者証、64歳までの人は医療保険の被保険者証が必要です。

介護保険は支えあいのしくみ

介護保険のサービス利用料金は、原則としてかかった費用の1割です。残りの費用は、介護保険の保険料で半分、そして国や県、町の公費（税金）で半分を負担しています。

サービスの種類

介護保険で利用できるサービスには、自宅で暮らしながら利用するサービス（居宅サービス）と、施設に入所して受けるサービス（施設サービス）があります。サービスの内容は、ホームヘルプからリハビリ、医療的な看護、福祉用具のレンタル、住宅の改修などさまざまです。

次回から介護保険の内容について詳しく解説する予定です。



▼問い合わせ先＝保険課 介護保険係 ☎ 669102

7月10日は農業委員会委員選挙の投票日

平成17年7月19日に任期満了となる農業委員会委員の選挙は、7月5日(火) 告示、7月10日(日) 投票の日程で行われます。

◆投票できる人（平成17年3月31日確定の農業委員会委員選挙人名簿に登録されている人）

- ① 選挙が行われる農業委員会の区域内に住所を有する人
- ② 平成17年3月31日現在で年齢が満20歳以上の人
- ③ 10アール以上の農地につき耕作の業務を営む人
- ④ ③に該当する人の同居の親族又はその配偶者で、おおむね年間60日以上耕作に従事している人
- ⑤ ③に記載された面積の農地について耕作の業務を営む農業生産法人の組合員、社員でおおむね年間60日以上耕作に従事している人

◆立候補できる人

- ① 平成17年3月31日確定の農業委員会委員選挙人名簿に登録されている人
- ② 平成17年4月1日から7月10日までの間に満20歳以上となり、左記の①及び③から⑤のいずれかの条件を満たしている人

◆立候補予定者説明会

- ▼日 時＝6月17日(金) 午後2時から
- ▼場 所＝役場3階大会議室
- ▼対象者＝立候補予定者及びその関係者

◆立候補届出などの事前審査

- ▼日 時＝6月27日(月)
午前9時から正午まで
- ▼場 所＝役場3階大会議室

◆選挙区・投票区・投票所及び投票区域

今回から従来の9投票区から6投票区に変更となりました。選挙区等は、下表のとおりです。

選挙区	投票区	投票所	投票区域
第1	1	本郷小学校体育館	上郷一区・上郷二区・上郷三区・上郷四区・上郷五区・東蓼沼西・東蓼沼東
	2	本郷中学校体育館	西蓼沼・中根・向川原・東汗東・東汗西・上文挾・西木代・西汗上東・西汗上西・西汗下・磯岡・美里・青雲寮・露無・本郷台第1・本郷台第2・ひがしはら
第2	3	坂上小学校体育館	三ツ家・常光坊・五分一・三村・坂上本田・坂上河原・三本木・雇用促進住宅南
	4	上三川小学校体育館	下町1区・下町2区・下町3区・下町4区・下町5区・中町・大町・上町・東館北部・東館南部・井戸川・愛宕町・峰町・願成寺・上蒲生北部・上蒲生南部・下蒲生・桃畑・しらすぎ・泉町・睦洲・日産第1アパート・日産第3アパート・殿山寮・上三川寮・白鷺寮・雇用促進住宅・マロニエプラザ・友愛苑・並木・ペレンネ若松
第3	5	多功 コミュニティセンター	天神町・西町・本町・城台・下多功・多功下坪・下梁・川中子一区（地番1～199）・間の田・西浦・富士見台・県営住宅
	6	明治小学校体育館	大山第一・大山第二・大山第三・大山第四・上梁・川中子一区（地番200～）・川中子二区・川中子三区・下神主・上神主・石田下坪・西田南・西田北・島崎・石田上坪・鞘堂・薄市・ゆうきが丘第一・ゆうきが丘第二・ゆうきが丘第三・ゆうきが丘第四・ゆうきが丘第五・トータスホーム

▼問い合わせ先＝総務課 行政管理係 ☎ 9116

▼問い合わせ先＝
農業委員会事務局
☎ 91166

現況届は、農業者年金受給者が引続き年金を受ける資格があるかどうかについて、年1回確認するものです。農業者年金基金より送付された現況届の「受給権者」欄に、住所・氏名を自署し、町農業委員会事務局に提出してください。

今年度から、一括受付は行いませんので、6月1日(水)から6月15日(水)までに、随時お持ちください。

農業者年金
現況届
受付

高齢者在宅福祉サービス のご案内

町では、在宅の高齢者及びご家庭で高齢者の介護をしている家族の人を対象に、様々なサービスを用意しています。

事業名	対象者	内容
ねたきり老人等 介護手当支給	65歳以上で、要介護度3以上の高齢者を在宅で介護している人	月額3,000円の介護手当を支給します。
老人福祉車購入助成	おおむね65歳以上の高齢者、もしくは60歳以上の身体障害者で、日常歩くのに杖などを必要としている人	老人福祉車（シルバーカー）購入費の1/3を助成します。 （限度額5,000円）
緊急通報装置の貸与	おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者や、高齢者のみの世帯で持病等で緊急時に不安のある人	病気などの緊急時にセンターに通報する装置を貸与します。 （状況により安否確認装置もあり）
寝具類等洗濯乾燥 消毒サービス	おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等や高齢者のみの家庭、又は要介護度4以上の在宅の高齢者で寝具の衛生管理が困難な人	寝具類等一式（掛布団、敷布団、毛布）の洗濯、乾燥消毒（年2回まで） 自己負担：630円/1回
老人日常生活用具等 給付	おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等で心身機能の低下に伴い、防火等の配慮を必要とする人	電磁調理器、火災警報機、自動消火器を給付します。 自己負担：生計中心者の前年度所得金額に応じてあります。
住宅改修支援	介護保険の対象とならない、町民税非課税世帯の65歳以上の高齢者が居住する住宅	玄関の段差解消、手すりの設置、引き戸改修等改修費の9割を助成します。 （限度額180,000円）
家族介護用品支給	要介護度4以上で、町民税非課税世帯の高齢者を自宅で介護している人	紙おむつなどの介護用品と引換のできる給付券を発行します。
家族介護者交流会	家庭においてねたきりの高齢者、認知症の高齢者を常時介護している家族	介護者の心身のリフレッシュを目的に交流事業を開催します。

サービスについてのお問い合わせは

健康福祉課 高齢福祉係 ☎ 569129

